

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年7月10日（令和7年（行情）諮詢第797号）

答申日：令和7年12月3日（令和7年度（行情）答申第657号）

事件名：「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）統合幕僚監部細部計画について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）統合幕僚監部細部計画について（通達）（統幕計第32号。31.2.28）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月16日付け防官文第11776号及び令和2年9月4日付け同第14146号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）

（略）

（2）審査請求書2（原処分1について）

アないしエ （略）

（3）審査請求書3（原処分2について）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

第3 謝問序の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統幕計第32号（31.3.28）。」（以下「本

件請求文書」という。) の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年12月16日付け防官文第11776号により、本件対象文書のかがみ及び別表並びに別冊の表紙及び目次のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和2年9月4日付け同第14146号により、本件対象文書のかがみ及び別表並びに別冊の表紙及び目次を除く部分について、法5条3号及び6号ロに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年6か月、約5年5か月及び約4年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び6号ロに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号ロに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年11月27日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条3号及び6号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る各審査請求についても併せて諮詢しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないとの解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の1、2、4ないし6、8ないし13、15、16、18及び19に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、統合運用における防衛力整備機能強化のための各種事業の計画及び自衛隊の運用要領等について具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

また、別表の4ないし6に掲げる不開示部分には、上記各種事業の計画と一体として、これについての経費が記載されていると認められる。

標記の不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、別表の1、2、8ないし13、15、16、18及び19に掲げる不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当であり、別表の4ないし6に掲げる不開示部分は、同条3号に該当し、同条6号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の7及び17に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報が記載されていると認められる。

また、別表の7に掲げる不開示部分には、上記情報と一体として、これについての経費が記載されていると認められる。

標記の不開示部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、別表の17に掲げる不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当であり、別表の7に掲げる不開示部分は、同条

3号に該当し、同条6号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の3及び14に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、各種事業の計画及び経費が記載されていると認められる。

当該部分に対応する事業名等が開示されていることを踏まえると、当該部分は、これを公にすることにより、今後の同様の事業を計画する際に事業の予定価格が推測され、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号口に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号口に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び6号口に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
	別冊のページ	不開示箇所	
1	3 ページないし 5 ページ	「3 整備の方向性」の一部	防衛力整備、統合訓練及び防衛協力・交流に関する情報であり、これを公にすることにより、統合幕僚監部の防衛力整備の構想、自衛隊の統合運用に関する能力及び練度並びに防衛協力・交流に関する関心事項が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	9 ページ	「1 編成計画」の一部	統合幕僚監部、統合幕僚学校及び自衛隊指揮通信システム隊等（以下、「統合幕僚監部等」という。）の編成事業に関する情報であり、これを公にすることにより、統合幕僚監部等の機能・整備の細部が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	10 ページないし 13 ページ	表の一部	
3	17 ページないし 20 ページ、23 ページ、25 ページないし 43 ページ、45	「33年度ないし 35 年度」欄及び「経費」欄の全て	今中期防衛力整備期間中における統合幕僚監部等に係る事業経費額であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心及び計画が推察され、防衛省・自衛隊の任務の

ページ、50 ページ、53 ページ、55 ページ、58 ページ、59 ページ及び61ページ		効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、事業の積算に関する基礎的な情報であり、これを公にすることにより、今後同様の事業を計画する際に事業の予定価格が推測されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号ロに該当するため不開示とした。
21ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号10及び12を除く。）	
22ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号25及び26を除く。）	
46ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号7を除く。）	
47ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号12を除く。）	
48ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号16を除く。）	
49ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号32を除く。）	
51ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号19を除く。）	

	54ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号15及び22を除く。）	
	56ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号17及び18を除く。）	
	57ページ	「33年度ないし35年度」欄及び「経費」欄の全て（番号33を除く。）	
4	21ページ	番号10及び12の行の全て	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、事業の積算に関する基礎的な情報であり、これを公にすることにより、今後同様の事業を計画する際に事業の予定価格が推測されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号に該当するため不開示とした。
	22ページ	番号25及び26の行の全て	
	49ページ	番号32の行の全て	
	51ページ	番号19の行の全て	
	54ページ	番号15及び22の行の全て	
	57ページ	番号33の行の全て	
5	46ページ	番号7の行の全て	情報保全に関する情報であり、これを公にすることにより情報保全に関する態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を

			及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、事業の積算に関する基礎的な情報であり、これを公にすることにより、今後同様の事業を計画する際に事業の予定価格が推測されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号ロに該当するため不開示とした。
6	47ページ	番号12の行の全て	他国との間における情報共有能力に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との情報共有能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、事業の積算に関する基礎的な情報であり、これを公にすることにより、今後同様の事業を計画する際に事業の予定価格が推測されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号ロに該当するため不開示とした。
	48ページ	番号16の行の全て	
7	56ページ	番号17及び18の行の全て	公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあるとともに、事業の積算に関

			する基礎的な情報であり、これを公にすることにより、今後同様の事業を計画する際に事業の予定価格が推測されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号ロに該当するため不開示とした。
8	22ページ	番号21の行の「備考」欄の全て	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	37ページ	「備考」欄の一部	
9	32ページ	「備考」欄の一部	自衛隊の通信保全に関する情報であり、これを公にすることにより、通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	33ページ	「備考」欄の一部	
	34ページ	番号57の行の「備考」欄の一部及び番号58の行の「備考」欄の全て	
10	38ページ	「備考」欄の一部	情報保全に関する情報であり、これを公にすることにより情報保全に関する態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

1 1	3 9 ページ	「備考」欄の一部	日米共同に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	4 8 ページ	番号17及び20ないし22の行の「備考」欄の全て並びに番号27の行の「備考」欄の一部	
	4 9 ページ	番号29、31及び33の行の「備考」欄のそれぞれ一部	
	5 3 ページ	番号3の行の「備考」欄の全て	
	5 4 ページ	番号17、19、21及び23の行の「備考」欄のそれぞれ一部	
	5 9 ページ	「備考」欄の一部	
1 2	4 7 ページ	番号7の行の「備考」欄の全て	統合訓練の目的・内容に関する具体的な情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 3	4 7 ページ	番号11の行の「備考」欄の全て	他国との間における情報共有能力に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との情報共有能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 4	6 5 ページ、表の一部		今中期防衛力整備期間中にお

	6 9 ページないし 7 7 ページ及び 8 1 ページないし 8 5 ページ		ける統合幕僚監部に係る事業経費額であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の関心及び計画が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、事業の積算に関する基礎的な情報であり、これを公にすることにより、今後同様の事業を計画する際に事業の予定価格が推測されるおそれがあり、防衛省・自衛隊の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号ロに該当するため不開示とした。
	8 9 ページないし 1 0 5 ページ、 1 0 7 ページないし 1 1 3 ページ、 1 1 5 ページ、 1 1 7 ページ、 1 1 9 ページ、 1 2 1 ページないし 1 2 5 ページ、 1 2 7 ページないし 1 3 1 ページ、 1 3 3 ページ、 1 3 5 ページ、 1 3 7 ページ、 1 3 9 ページ及び 1 4 1 ページ	「整備時期」欄の一部及び「経費合計」欄の全て	
1 5	9 3 ページ及び 9 4 ページ	「整備内容規模」欄の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	1 2 7 ページ	番号 9 及び 1 0 の行の「整備内容規模」欄の全て	
1 6	1 0 7 ページ及び 1 1 1 ページ	「整備内容規模」欄の一部	他国との間における情報共有能力に関する情報であり、こ

	ページ		れを公にすることにより、他国との情報共有能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17	127ページ	番号2の行の「整備内容規模」欄の全て	公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	129ページ	「整備内容規模」欄の一部	
18	127ページ	番号7の行の「整備内容規模」欄の全て	日米共同に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	127ページ	番号12の行の「整備内容規模」欄の全て	情報保全に関する情報であり、これを公にすることにより情報保全に関する態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。